



2022年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 山本武博  
(コード番号：6059、東証スタンダード市場)  
問合せ先 総 務 部 長 川上哲緒  
(TEL. 093-551-0002)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」2022年6月23日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### (1) 定款変更の目的

1. 当社グループの業容拡大にとまない、現行定款第2条(目的)につきまして、新たな事業を追加するとともに、事業目的各号記載の順序の整理及び変更を行うものであります。
2. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
  - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### (3) 日程

定款変更に関する株主総会開催日	2022年6月23日(木曜日)
定款変更の効力発生日	2022年6月23日(木曜日)

以 上



現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>